

副会長	2 名
理事	12 名以内
監事	2 名以内

第 19 条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 会長は正会員のうちから総会の決議によって選任する。
- 3 会長の任期は 2 年とし、再選を妨げない。ただし、連続した再選は 1 回までとする。

第 20 条 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。

- 2 副会長のうち 1 名は環境資源工学科 学科主任とする。
- 3 副会長のうち 1 名は正会員の中から会長が委任する。
- 4 副会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続した再任は 1 回までとする。

第 21 条 理事は分担して会務を執行する。

- 2 理事は正会員のうちから会長が委任する。
- 3 理事の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、連続した再任は 5 回までとする。

第 22 条 監事は会長、副会長、及び理事の会務の執行を監査する。

- 2 監事は正会員のうちから総会の決議によって選任する。
- 3 監事の任期は 2 年とし、再選を妨げない。ただし、連続した再選は 1 回までとする。

第 23 条 役員の兼務は原則としてこれを認めない。

第 6 章 常設委員会

第 24 条 本会の運営を円滑にするために、常設委員会として、総務委員会、事業委員会、組織委員会、及び広報委員会をおく。

- 2 各常設委員会委員長は、理事のうちから会長が指名し委嘱する。
- 3 各常設委員会委員長以外の委員は各常設委員会委員長が指名し会長が委嘱する。
- 4 各常設委員会委員長及び委員の任期は、委嘱を受けてから 1 年とし、再任を妨げない。
- 5 総務委員会は次の会務を行う。
 - (1) 役員会等の総務に関すること
 - (2) 記録の整理と保管に関すること
 - (3) 会費の徴収と現金出納保管に関すること
 - (4) 予算及び決算書類の作成に関すること
 - (5) 物品の購入と保管に関すること
 - (6) 会計帳簿類の整理に関すること
 - (7) 環境資源工学会奨学基金に関すること
 - (8) その他総務に関すること
- 6 事業委員会は次の会務を行う。
 - (1) 年次総会の企画運営に関すること
 - (2) 学科、卒業生との連携による各種事業の企画運営に関すること